

西尾市 訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

(1単位:10.42円)

令和6年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A 2	1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合 1176単位			1,176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割りの場合	÷ 30.4E	39単位	39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1176単位			2,349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割りの場合	÷ 30.4E	77単位	77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス13	(1)1週に1回程度の場合 1176単位			3,727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割りの場合	÷ 30.4E	123単位	123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービス21	(1)標準的な指定相当訪問型サービスである場合			287	1回につき	
A 2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179		
A 2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合		220		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体的介護が中心である場合			163		
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割りの場合	÷ 30.4	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合	÷ 30.4	1単位	-1	1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(2)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割りの場合	÷ 30.4	123単位	-1	1日につき
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な指定訪問型サービスである場合			-3	1回につき	
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			-2
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合			-2
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体的介護が中心である場合				-2
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算			1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15%減算				
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算				
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算			1回につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算				
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算				
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算			1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算			1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算			1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算			1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算			1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算			1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算			200	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	1月につき	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200		
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算			50	1回につき
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000加算	1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000加算		
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000	1月につき	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000				

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

※業務継続計画未策定減算については、令和7年3月31日までの間適用しない。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能